

浜益学園開校準備部会 設置要項

浜益学園の開校に向けて必要な事項を検討協議し、同校の円滑な開校に資するため、浜益小学校・浜益中学校学校運営協議会に開校準備部会（以下「部会」という。）を設置する。

1 検討協議する事項

- (1) 学校の特色づくりに関すること 【学校】
- (2) 教育カリキュラム（小中一貫教育等）に関すること 【学校】
- (3) 教育目標、学校経営方針に関すること 【学校】
- (4) 校舎の施設機能に関すること 【教委】
- (5) 校名や校章、校歌等に関すること 【教委/学校】
- (6) スクールバスの運行や通学路に関すること 【教委】
- (7) 保育園の施設機能や運営に関すること 【保育園／教委】
- (8) 既存校（園）の開校（開園）に係る支援に関すること 【学校／保育園】
- (9) その他開校（開園）に向けて必要な事項に関すること 【学校／保育園】

2 部会の構成員及び人数

- (1) 保護者（既存の小中学校及び保育園のPTA代表者、各1名）
- (2) 学校等関係者（既存校の管理職、各1名、はまます保育園長、1名）
- (3) 学校支援推進員（1名）
- (4) 地域関係者（3名）
- (5) 浜益区集落支援員（1名）

3 部会の代表

- (1) 部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。
- (2) 部会長及び副部会長は、上記2の互選により定める。
- (3) 部会長は、部会を総括し、会議を進行する。
- (4) 副部会長は、部会長が会議を欠席する場合において、部会長を代理する。

4 分科会

会長は、必要に応じて分科会を設置することができる。なお、分科会は別に定める要項をもって運営する。

5 部会の設置期間

上記1に係る一連の検討協議が終了するまでの期間とする。

6 庶務

部会の庶務は、教育委員会学校教育部総務企画課において処理する。